

障害者ボランティアグループの活動を支援します



障害のある方やその家族など当事者の想いに寄り添いながら活動する
ボランティアグループの活動費に対し
実費（1団体あたり上限10万円）を補助します

【補助対象者】

佐賀県内に在住の障害者やその家族等を対象に活動するボランティアグループ

【補助対象となる事業や経費】

障害のある方やその家族等当事者の想いに寄り添いながら活動する団体の事業・経費
例）旅費・交通費や消耗品費、謝金、交流会等での茶菓子購入費等

【補助対象となる事業の実施期間】

令和7年5月1日（木）～令和8年3月20日（金）

※令和7年4月中に事業着手の予定がある場合にはご相談ください

【申請から事業実施、完了報告までの流れ】

- ①**事業開始30日前までに**所定の申請用紙を佐賀県障害福祉課へ提出。
- ②佐賀県障害福祉課にて審査後、審査結果を団体へ通知。その後、事業実施。
補助金は県からの審査結果の通知後であれば、前もってお支払いすることが可能。
- ③**事業実施後、30日以内またはR8年3月31日のいずれか早い日まで**に所定の様式（使用した経費の領収証写し等を添付）を提出。

※申請にあたっては、佐賀県障害者ボランティアグループ等支援事業補助金募集要項および補助金交付要綱をご確認ください。
※補助対象の団体の活動に佐賀県職員が参加させていただく場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

◆詳しくはホームページをご覧ください◆



【問い合わせ】

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課 企画担当

TEL：0952-25-7143 FAX：0952-25-7302 E-mail:shougaifukushi@pref.saga.lg.jp